

平成21年度 宇美町教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価について

平成22年8月

宇美町教育委員会

目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第 2	宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の 実施方針について	1
第 3	宇美町教育委員会の平成 2 1 年度活動の概要について	2
第 4	宇美町教育委員会の基本目標に基づく平成 2 1 年度主要施策	3
第 5	宇美町教育委員会の基本目標に基づく平成 2 1 年度主要施策の点検及び評価に ついて	7
第 6	点検・評価に関する有識者からの意見について	2 3
	〈資料 1〉宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評 価実施要項	2 5

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

この規定により、平成20年4月1日からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされました。

この法律の規定に基づき、宇美町教育委員会は、平成21年度の宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、宇美町議会へ提出します。

第2 宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

- (1) 宇美町教育委員会は、毎年、主要施策の取組状況について点検及び評価を行い、その事業の目的、課題や取組の方向性を明らかにすることで、効果的な教育行政のより一層の推進を図ります。
- (2) また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、住民に信頼される教育行政を推進します。

2 点検及び評価の対象

「平成21年度宇美町教育施策要綱」

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、施策・事業の進捗状況を総括するとともに、その事業の目的、課題や今後の取組の方向性を示すもので、毎年1回実施します。
- (2) 政策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会において点検及び評価を行います。
- (3) 教育委員会において、点検及び評価をおこなった後、その結果を取りまとめた報告書を宇美町議会へ提出します。また、報告書は公表するものとします。

第3 宇美町教育委員会の平成21年度活動の概要について

宇美町教育委員会は、宇美町長が宇美町議会の同意を得て任命した5人の委員により組織される合議体の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を執行している。教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。平成21年度は、定例会を12回、臨時会を1回開催し、議案26件、協議事項8件、報告事項41件について審議を行った。

定例会以外では、宇美町学校教育推進協議会に出席し、各小中学校の「平成21年度経営構想」について、学校長から詳細な説明を受けた。

学校行事においては、小中学校入学式、中学校体育会、小学校運動会、中学校文化発表会、小中学校卒業式等に出席した。

また、県教育庁福岡教育事務所の学校改善訪問、給食訪問や小中学校授業参観等の学校訪問を行うことで学校現場の現状を把握し、学校長との意見交換を行いながら改善の方向性を検討した。

2名の女性教育委員は8月に開催された、福岡県内の女性教育委員研修会に参加し識見を深めるとともに、情報交換を行うことで各市町村の状況と今後の課題についての検討を行った。

平成22年2月には宇美町教育委員と宇美町社会教育委員の合同会議を開催し、意見交換、情報交換を行うことで相互の連携を深めた。

平成21年度の特筆すべき施策として、平成22年4月実施に向け、今まで別々に運営していた町立図書館と学校図書館を一体的に運営することを目的に、各学校に配属していた学校司書を町立図書館に配属し、町の図書館運営を一元的に管理することとした。

福岡県では教育力向上福岡県民運動推進会議からの提言「福岡の教育ビジョン」で、6つのアクションプランが提示され、学校・家庭・地域が協力して取り組むことを広く呼びかけている。宇美町では、「まちづくりは人づくり」を基本理念として、「いきいきのびのび誇れるまちづくり」という将来像を打ち出した「宇美町第4次総合計画」に取り組んでいる。この計画の中では、子どもたちの教育はもちろんのこと、生涯学習の視点を重視し、すべての町民が個性と能力を発揮して自己実現していく営みが大切であるとされている。

宇美町教育委員会の活動は、これらを実現していくために、現場の状況や実態を踏まえて、当面する課題に対し適切に対応しながら、教育施策の実現にむけて今後も引き続き積極的に教育行政を推進していく。

第4 宇美町教育委員会の基本目標に基づく平成21年度主要施策

I 豊かな心と健やかな体、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成をめざし、「生きる力」をはぐくむ教育の実現は、全町民の切なる願いです。

具体的には、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」としての豊かな心、「たくましく生きるための健康や体力」としての健やかな体、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」としての確かな学力を育成していくことが大切になります。

そこで、教育内容の充実や教育環境の整備、学校改革の推進を力強く実行し、一人一人の児童生徒に「生きる力」をはぐくむ教育を実現したいと考えます。

また、「自主・自律の時代の学校像」の確立へ向け学校評価のシステム化を図ることを通して、家庭や地域と連携・協力し、子どもたちがいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりをめざします。

《教育内容の充実》

1. 豊かな心をはぐくむ教育の推進

- (1) 「子ども読書の街」づくりを推進し、読書に親しむ態度の育成をめざします。
- (2) 体験活動等を生かした道徳教育の充実を図ります。
- (3) 一人一人を大切にした生徒指導の充実を図ります。

2. 健やかな体をはぐくむ教育の推進

- (1) 健康教育の充実を図ります。
- (2) 町内全学校で食育を推進します。

3. 確かな学力をはぐくむ教育の推進

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成する教育の充実を図ります。
- (2) 学校の特色を生かした校内研究の充実を図ります。
- (3) 地域のよさ（もの・ひと・こと）を取り入れた教育活動を通して、調べ学習を推進します。

4. 社会の変化に対応する教育の推進

- (1) 総合的な学習の時間において主体的な問題解決能力の育成を図ります。
- (2) 小中学校を通して国際理解教育を推進します。
- (3) 情報教育と教育の情報化を推進します。

《教育環境の整備》

5. 楽しく、安心して学ぶことができる学校づくりの推進

- (1) いじめ・不登校問題等のない楽しい学校づくりを推進します。
- (2) 安全で学びやすい教育環境の充実を図ります。
- (3) 児童生徒、保護者の様々な悩みに対応する教育相談体制の充実を図ります。
- (4) 教職員の心身の健康の保持増進を図ります。

《学校改革の推進》

6. 特色ある学校づくり・開かれた学校づくりの推進

- (1) 学校経営要綱に基づく特色ある学校づくりの充実を図ります。
- (2) 教員としての専門性、社会性及び人間性を高めるための研修等の充実を図ります。
- (3) 家庭と地域との連携協力による自主的・自律的な学校運営を推進するとともに教育活動等の成果を検証・改善するための学校評価システムの構築をめざします。
- (4) 地域に対する情報発信と学校公開を促進します。

II 生涯学習の視点に立った社会教育の推進

科学技術の発展や、社会の急激な変化、また、少子・高齢化により、人々の価値観や生活様式は多様化しています。そのニーズに応えるために、心の豊かさや生きがいにつながる学習機会を保障し、自己実現を図る生涯学習社会の構築をめざします。

町民が心豊かに生活をするためには、一人一人が個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できる差別や偏見のない社会の実現が不可欠です。そこで、人権教育・啓発をすべての学校・地域社会において推進します。

町民が主体的にスポーツやレクリエーションに親しめる環境の整備・充実を図るとともに、適切な指導者を確保しつつ、町民一人一人が生涯の各ライフステージにおいて日常的にスポーツ活動に取り組むことのできる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

宇美町は豊かな自然に恵まれ、古い歴史と伝統が息づく町であり、町民の心には郷土の貴重な文化遺産を保護し、継承しようとする意識が高まっています。そこで、文化的行事への支援や各種文化団体の育成を図るとともに、貴重な文化財の保存・継承に努めます。

1. ゆとりと生きがいをはぐくみ、活力ある地域社会をつくる活動の推進

- 生涯学習の視点を施策に反映させ、官民一体となって生涯学習の推進に努めます。
- 生涯学習コアゾーン「ふみの里まなびの森」を学びの中核として、町内の生涯学習施設と連携を図り、地域交流センター「うみ・みらい館」を拠点に生涯学習を推進します。
- 学習者の幅広い選択を可能とする学習情報及び多様な学習活動の機会や場を提供します。
- 社会教育施設において、講座・講演会の開催や継続的な活動に対する支援を行い、施設の充実及び利用の促進を図ります。
- 学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」の充実を図り、経験豊かな高齢者や優れた知識や技能をもつ人材の発掘と育成に努めます。
- 出前講座における役場職員の派遣プログラムの充実を図り、利用を促進します。
- 学校・家庭・地域社会が連携し、子どもたちの健全な成長・発達をめざした学社連携・協力を促進します。
- 公民館類似施設（自治公民館）及び社会教育関係団体の活動を支援し、団体相互の連携を図ります。
- 家庭・地域の教育力向上に努めるとともに「心が触れ合うあいさつ（声かけ）運動」を推進します。
- 教育委員と社会教育委員の連携・協調を図ります。

2. 町立図書館の充実と読書啓発の推進

- 図書館資料とサービスの充実を図り、利用しやすい図書館となるよう努めます。
- 「おはなし会」や「一日図書館員事業」等の実施により、親しまれる図書館をめざし、利用促進に努めます。
- 講座の実施など図書館ボランティアの育成に取り組みます。
- 「宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、町立図書館を核としながら学校（園）、家庭、地域が連携協力し、子どもの読書活動を促進します。

3. 明るくたくましい青少年の育成

- 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施を推進します。
- 生活体験を豊かにする通学合宿の実施を促進します。
- 放課後や週末等に子どもが、地域の人々との交流や、体験活動ができる安全安心な居場所づくりの推進、充実に努めます。
- 青少年の健全育成を図るため、関係機関・団体と連携し、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

- 青少年関係団体の活動を支援し、各種事業への協力や自主的な活動を実践できるジュニアリーダーを育成します。
- 「宇美町と扶餘教育庁との学生相互交流に関する協定書」に基づき「宇美町少年の翼」「扶餘サピ少年団」交流事業を推進します。
- 子どもを取りまくあらゆる関係機関・団体と連携し、子どもたちの多様な体験活動と発表の場である「ふみの里こどもフェスタ」の充実に努めます。
- 青少年関係団体と連携し、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防・抑止、有害環境の浄化活動等を促進します。

4. 人権が尊重される教育の推進

- 人権教育に関する講演会及び啓発事業等を実施します。
- 人権尊重週間での取り組みの充実を図ります。
- 社会教育における人権教育関係団体を支援します。

5. 健康で明るい町民の育成

- スポーツを通じた町民の健康づくりを推進するために、町民が気軽に参加できる各種スポーツ大会等を実施します。
- 生涯スポーツの推進を図るために、宇美町社会教育施設等定期利用団体を支援し、学校施設及び社会体育施設を有効活用します。
- スポーツの振興と発展を図るために、宇美町体育協会及び宇美町スポーツ少年団等のスポーツ関係団体を支援します。
- 総合型地域スポーツクラブを視野に入れた、子どもたち及び高齢者等を対象としたスポーツ事業を実施します。

6. 歴史と伝統に培われた町民文化の創造

- 宇美町文化協会との連携を図り、文化振興や各種サークル活動を支援します。
- 宇美町文化財専門委員会に町指定文化財候補を選択、諮問し町指定文化財の増加をめざし、文化財の愛護意識を高めます。
- 埋蔵文化財の保護と啓発を図るため、町内の文化財分布地図作製に着手し平成23年度を目途に完成させます。
- 特別史跡「大野城跡」の計画的な土地の公有化を進め、史跡の保存・保護に努めます。
- 歴史民俗資料館の展示内容の充実と資料の整理・公開に努め、生涯学習の推進を図ります。

第5 宇美町教育委員会の基本目標に基づく平成21年度主要施策の点検及び評価について

I 豊かな心と健やかな体、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

《教育内容の充実》

【施策の取組状況】

1. 豊かな心をはぐくむ教育の推進

(1) 「子ども読書の街」づくりを推進し、読書に親しむ態度の育成をめざします。

- 4月23日の「子ども読書の日」に、各学校において読書についての取り組みを実施した。
- 「第1回宇美町図書館を使った調べ学習コンクール」を実施するにあたって、指導者研修会をうみ・みらい館で行い、町立図書館の司書に「資料活用のポイント」について講義を依頼し実施した。
- 各学校が、週時制の中に「読書タイム」を設定し、子どもたちの読書の時間を確保したり、担任やボランティアによる読み聞かせを行った。
- 宇美東小学校が、「全九州学校図書館コンクール」に応募し、最優秀校として表彰された。

(2) 体験活動等を生かした道徳教育の充実を図ります。

- 集団宿泊訓練では、「協力」や「信頼・友情」、「勤労奉仕」等、体育祭前には、「不撓不屈」等、関連のある内容を意図的に配置するよう年間計画作成の指導を行った。
- 中学校では、町内各所での職場体験を通して、キャリア教育に取り組み、職業や自分の将来について考える機会を設定した。
- 各学校では、「道徳参観」を実施し、保護者にも公開することで、心の教育についての充実を図った。

(3) 一人一人を大切にした生徒指導の充実を図ります。

- 全国学力学習状況調査等各種調査の結果分析を通して、各学校の学力実態を提示し、二極化が見られる学級について、特に低学力の子どもたちに「わかる授業」をいかに展開していくか、指導を行った。
- 年間6回の生徒指導委員会を実施し、福岡県や福岡教育事務所からの情報を各学校に伝えたり、町内の生徒指導上の諸問題を共有したりすることで、生徒指導の取り組みの方向性を確認しました。特に、中学校校区単位での小中の連携を深めることで、情報交換を密にし、未然の対応や早急な対応の充実を図った。
- 各学校を巡回し、校長・教頭・教務と面接を行ったり、実際に各学級を訪問したりしながら、子どもたちのようすを観察し、「授業が成り立たない」「学習規律が作られていない」等の問題がないか確認および指導を行った。

【今後の取組の方向性】

- 22年度も秋には、「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」を実施し、その中で、各学校には、読書週間の充実を図るよう指導していきます。また、保護者やボランティア団体にも協力を仰ぎ、読み聞かせをしていただくことで、積極的に子どもたちと関わっていただく予定です。
- 22年度も「第2回宇美町図書館を使った調べ学習コンクール」を実施し、情報収集としての

図書館活用を促していきます。

- 各学校、秋に「道徳参観」を実施するようにしています。その中で、心の教育の重要性を家庭にもアピールしていきます。
- 地域の清掃活動や稲作体験など、地域のもの・ひと・ことを活用した体験的な学習を積極的に取り入れる学習活動を展開することで、家庭や地域と連携を深めながら、道徳教育の充実を図ります。
- 今後も生徒指導の充実を図っていきます。特に、子どもの安全を守るという視点からの各学校の生徒指導上の危機管理をいかに行っていくか検討していくことと、携帯電話やネット等に関わるメディアの影響について情報共有を図ることで、宇美町の実態に応じた生徒指導のあり方について検討していきます。
- 今後も、日常の学校・学級訪問を積極的に行い、管理職および担任と積極的に関わりながら、問題の早期発見と対応に取り組んでいきます。

【施策の取組状況】

2. 健やかな体をはぐくむ教育の推進

(1) 健康教育の充実を図ります。

- 各学校では、4月に「新体力テスト」を実施した。その結果からみられた宇美町の子どもたちの体力の課題を把握し、各学校に伝えることで、「体力向上プラン」作成の基礎データとしたり、運動の日常化への取り組みを勧めた。
- 各学校では、4月のPTA総会等で、PTAと連携を図りながら、安定した生活習慣の確立について昨年度までのデータをもとに提言を行い、各家庭に呼びかけた。

(2) 町内全学校で食育を推進します。

- 町の管理栄養士と連携を図りながら、小学校においては、残滓が減り、バランスよく給食を食べることができるよう、中学校においては、弁当の喫食率が向上するよう指導を行った。
- 各小中学校において、食に関する指導の全体計画、各学年の食に関する指導の目標・年間計画を作成し計画的に推進した。
- 全校放送を活用し、望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進した。
- 町広報誌において学校給食の献立を掲載し、学校給食を広く周知した。

【今後の取組の方向性】

- 新体力テストの結果を分析しながら、各学校の「体力向上プラン」の確実な実施を呼びかけていきます。
- 「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」を社会教育課や学校と連携して行うことで、規則正しい生活習慣の確立を図ります。
- 各学校が作成している「非行防止学習指導計画」に基づき、「万引き防止」「占有離脱物横領防止」「シンナー等薬物乱用防止」「性の逸脱行動防止」「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」の5つのテーマから3つ以上が確実に実施されるよう、指導を行っていきます。

○各学校の給食のようすを巡視しながら、食のマナーを身につけ、心身ともに健やかに生活ができるように、給食指導の在り方について指導を行っていきます。

【施策の取組状況】

3. 確かな学力をはぐくむ教育の推進

(1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成する教育の充実を図ります。

○井野小学校第6学年および原田小学校第6学年において、学級編成の弾力化を行い、一人一人の実態に応じた学習指導ができるよう、検証を進めている。

○宇美町教育委員会主催の学校訪問を秋に行い、その中で、全国学力学習状況調査の結果分析およびそこから考えられる授業改善のあり方を各校に提示した。

○福岡教育大学附属福岡小中学校特別支援教育部の支援を受けて、「1日実地研修」を行い、特別な支援を必要とする子どもへの支援のあり方について研修を行った。

(2) 学校の特色を生かした校内研究の充実を図ります。

○年間を通して約20回の町内各小中学校の校内研究授業における指導・助言を行い、授業改善を図った。

○研究主任会は十分に機能させることができなかった。

○井野小学校においては、地教連指定の社会科の研究発表会、原田小学校・宇美南中学校においては、文部科学省指定の「英語教育改善のための調査研究事業」、桜原小学校と宇美東中学校においては、文部科学省指定の「学校評価のあり方」について、研究を行った。また、桜原小学校と宇美南中学校では、文部科学省指定の「コミュニティ・スクール推進のための研究」を行い、学校運営協議会設置のための準備のあり方について研究を行った。

(3) 地域のおよさ(もの・ひと・こと)を取り入れた教育活動を通して、調べ学習を推進します。

○「まなびサポートうみ」に登録している、読み聞かせのボランティア団体を活用して、子どもたちが読書に親しむ取組ができた。

○副読本編集委員会を立ち上げ、各小学校から2名ずつ編集委員に参加していただき、改訂準備を進めた。

○総合的な学習における取組は、各学校がそれぞれ町内の商店や企業と交渉を行った。教育委員会が宇美町商工会との交渉の支援をする体制をとることはできなかった。

【今後の取組の方向性】

○井野小学校第2学年において、学級編成の弾力化を行い、一人一人の実態に応じた学習指導ができるよう、検証を進めていきます。

○「宇美町学力向上委員会」を立ち上げ、本年度は、国語と算数(数学)に絞って、小2～中2までの問題を教職員で作成し、実施、分析を行うために、研修を進めていきます。

○22年度の町教委主催の学校訪問では、町内統一の学力調査の結果を基に、授業改善のあり方を各学校が説明します。

- 福岡教育大学附属福岡小中学校での研修に加えて、特別支援学級担当者研修会を年間6回にわたって行い、実態把握や個別の指導計画・支援計画の作成、それをもとにした学習指導のあり方について研修することで、特別支援教育を充実させていきます。
- 22年度も積極的に先生方の授業づくりにかかわり、校内研究の指導・助言を通して、授業改善を図っていきます。
- 宇美町小中学校合同研究協議会のあり方を各校からの代表授業という形に変更することによって、研究主任同士の連携を深め、学校間の校内研究の交流を深めていきます。
- 「まなびサポートうみ」や「スクールサポーター」を活用しながら、あらたに「学生ボランティア」を募集することで、授業補助などを充実させ、教育効果の上がる支援を行っていきます。
- 町立図書館や学校図書館の活用を促し、本に親しむ子どもを育むと共に、思考力や表現力を育成するために、本年度も「宇美町図書館を使った調べ学習コンクール」を実施します。
- 23年4月に、小学校3～6年生に配布できるように、副読本の改訂作業を進めています。
- キャリア教育のサポートのために、宇美町商工会や役場関係の業種等へ呼びかけ、受け入れ先の確保を行います。

【施策の取組状況】

4. 社会の変化に対応する教育の推進

(1) 総合的な学習の時間において主体的な問題解決能力の育成を図ります。

- 各学校の総合的な学習の時間の充実のために指導助言を行ったが、まだ内容的に不十分な総合的な学習の時間が行われているところがあり、十分ではない。
- 地域の協力を得ながら実践を行うことはできたが、積極的な公開というところまでいっていない。

(2) 小中学校を通して国際理解教育を推進します。

- JTEの新堂先生を各小学校に派遣し、外国語活動を充実させると共に、23年度から本格的に実施となる外国語活動の授業づくりについて、研究授業や実践発表をもとに研修を行った。
- 国際理解教育推進委員会の代わりとして、原田小・宇美南中の文科省指定「英語教育改善のための調査研究事業」のなかで、教育センターや福岡教育大学の先生を招聘して研究運営委員会を実施し、両校の実践の交流を行ったり、指導助言を受けたりした。
- 本事業の支援として宇美南中学校の英語担当の井上先生を原田小に異動させ、外国語活動研究の充実を図った。

(3) 情報教育と教育の情報化を推進します。

- 生徒指導委員会や校長会・教頭会を通して、携帯電話やブログ等のトラブル事案を報告し、各学校での指導をお願いした。
- 「学校ICT環境整備事業」を受けて、どのようなシステムが先生方にとって授業づくりのために使い勝手がよいか、先生方から聞き取りを行い、計画を立てた。
- 各学校のホームページについては、定期的な更新を校長会等をお願いしているが、学校間において内容の充実度に差がある。

【今後の取組の方向性】

- 次年度より、新学習指導要領の完全実施による時数の変更等があるため、本年度、カリキュラムの見直し等指導を行っていきます。
- 校区や宇美町の隠れた教材を掘り起こすよう各学校に呼びかけ、学校独自の総合的な学習の時間のカリキュラムを作成します。
- 本年度も J T E 新堂先生を小学校に派遣し、外国語活動の充実を図っていきます。
- 次年度からの本格実施に向けて、「宇美町外国語活動カリキュラム」を作成し、先生方の外国語活動授業づくりの支援を行っていきます。
- 21年度の指定から変わって、「研究開発学校（英語教育）」として原田小学校・宇美南中学校が研究を継続しています。22年度は、小中の連携をさらに進めていくために、推進委員会を定期的に実施していくようにしていきます。
- 非行防止学習の徹底として、「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」について、小学校3年生以上で必ず実施するようにしていきます。
- 電子黒板等の I C T 環境をいかした授業づくりのあり方について、各学校で研修会を行っていきます。

《教育環境の整備》

【施策の取組状況】

5. 楽しく、安心して学ぶことができる学校づくりの推進

(1) いじめ・不登校問題等のない楽しい学校づくりを推進します。

- 生徒指導委員会を年6回開催し、小中学校間の情報交換を密接に行った。また、生徒指導主事をコーディネーターとする校内生徒指導体制の充実・強化と教育委員会指導主事との連携により、いじめ・不登校・問題行動等に対する早期解消を図った。
- 中学校において20名の部活動教員外指導員を配置し、生徒にスポーツや文化等に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感を涵養した。延べ2,505日間指導を行った。

(2) 安全で学びやすい教育環境の充実を図ります。

- 平成21年度に宇美小学校校舎①-1棟、宇美小学校体育館、宇美東小学校体育館耐震補強工事を実施した。宇美小学校校舎①-2棟外、宇美東小学校校舎の耐震補強工事の契約を結び、平成22年の夏休みに工事を実施する。
- 地上デジタル放送アンテナ工事を実施し50インチプラズマテレビを27台設置した。電子黒板26台、デジタルカメラ160台、デジタルハイビジョンカメラ14台を購入、小学校の校内 LAN 工事を実施（中学校整備済）し、学校 ICT 環境整備を推進した。
- 新学習指導要領の指導内容増に合わせた理科教育設備の更新を行った。（132品目、9,018千円）
- 小学校区別安全マップと、防犯ブザー（新1年生全員）を配布した。スクールガードリーダーによる登下校の巡回パトロールと、地域会議への参加により家庭や地域と連携した安全対策の推進を図った。

(3) 児童生徒、保護者の様々な悩みに対応する教育相談体制等の充実を図ります。

○宇美町教育相談室 相談員4名（臨床心理士2名、言語聴覚士1名、社会福祉士1名）による面接・訓練・教職員へのコンサルテーション、研修を実施した。

1学期 のべ件数 244件 対象児童生徒数 56人 研修 2回

2学期 のべ件数 240件 対象児童生徒数 65人

3学期 のべ件数 247件 対象児童生徒数 75人

教育相談室通信 年2回発行

○教育相談ケース会議の実施。1回。学校教育機関だけでの対応が困難な相談について、関係諸機関が連携して取り組むためにケース会議を実施した。

○新小学校1年生の保護者へ相談室パンフレットを配布した。

○町子ども療育センター「すくすく」の利用保護者を対象に就学相談説明会を1回実施した。

○教育相談室と町子ども療育センター「すくすく」との情報交換会を1回実施した。

○教育相談室と中学校との連携を図るため、中学校新1年生に係る教育相談報告書を作成した。

○特別支援学級への入級を検討される保護者に学校見学を実施した。

○特別支援学校への入学、転校を検討される保護者のために学校見学を設定した。

○県スクールカウンセラー活用調査研究事業を実施した。県費の非常勤のスクールカウンセラー（臨床心理士）2名を3中学校で活用し、不登校や学校生活の悩みについて相談にあたるほか、生徒指導委員会への参加、教員やPTAへの研修を行う。

年間相談件数 372件 研修 3回

○県スクールカウンセラー活用調査研究事業（スーパーバイザー）を活用した。臨床心理士1名が各小学校を2回ずつ巡回し、教員の指導、研修にあたった。

○町単独でスクールサポーター制度を導入した。将来、教員や臨床心理士を目指す大学生・大学院生などを登録し、小中学校へ派遣した。

宇美小 2名（日本語支援 54回） 宇美中 1名（学習支援 13回）

宇美東中 1名（音楽指導補助 90回） 宇美南中 2名（学習支援 18回）

○宇美町適用教室（くすのき教室）は週4日、3名の指導員で開室し、12名が通級、内2名が学校に復帰、5名が高校に進学した。

（4）教職員の心身の健康の保持増進を図ります。

○4月に教職員健康診断を実施。当日受診できなかった教職員や休職中の教職員も年度内に全員受診した。有所見者に対しては学校長から受診指導を行った。

○町単独で産業医によるメンタルヘルス事業を予算化し、過重労働による健康障害の防止体制を充実させた。

【今後の取組の方向性】

○小中学校生徒指導委員会（生徒指導担当主幹教諭）を定期的開催し、問題解決に向けて連携を図ります。

○中学校部活動の充実を図るため、教員外指導員制度を継続します。

○22年度ですべての学校施設の耐震補強工事が完了します。今後は老朽化した施設の改修を行い、

児童生徒の安全性を確保します。

○ICT環境が充実したので、有効活用を図る研修等を実施します。

○防犯ブザーの配布と、スクールガードリーダーによる登下校の巡回パトロールを継続し安全対策の充実を図ります。

○学校内・外における教育相談体制の充実を図ります。

○原田小学校に教育相談室を設置し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、言語聴覚士を配置することにより、教育相談・支援体制の充実を図ります。

○教職員対象に、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への理解を深める研修をスーパーバイザーを招聘して行います。

○22年度も不登校児童生徒の学校への適応を図る適応指導教室を開設し、一人一人の実態に応じた支援を行い、学校への復帰を促します。

《学校改革の推進》

【施策の取組状況】

6. 特色ある学校づくり・開かれた学校づくりの推進

(1) 学校経営要綱に基づく特色ある学校づくりの充実を図ります。

○宇美町教育施策要綱及び各学校経営要綱の内容を協議するために、宇美町学校教育推進協議会を6月30日に開催した。

○読書活動を通じた、家庭や地域との連携を推進するために、「宇美町子ども読書活動推進計画～ふみの里 うみっ子読書プラン～」を22年2月に策定した。

○町費でスクールサポーター制度を実施し、将来、教員や臨床心理士を目指す大学生・大学院生などを登録し小中学校へ学習支援のために派遣した。

宇美小 2名（日本語支援 54回） 宇美中 1名（学習支援 13回）

宇美東中 1名（音楽指導補助 90回） 宇美南中 2名（学習支援 18回）

(2) 教員としての専門性、社会性及び人間性を高めるための研修等の充実を図ります。

○町主催の学校訪問の際に、各学校の校内研究について説明を受け、研究内容の充実に向けて、指導を行った。

○「小学校第6学年担当者研修会」を町内全ての6年担任の参加で実施し、卒業までにどのような力を、どのような方針で身につけさせていくべきか協議を行い、中学校へ引き継ぐための見通しをもつことができた。

○年間9回にわたる宇美町論文研修会を実施し、仮説検証を通じた実践研究を通して、教育研究のすすめ方について研修を深めることで、教職員の指導力向上に取り組みました。その結果、糟屋地区教育論文において、優秀賞1名、優良賞1名、佳作2名等の成果が見られた。

○本年度よりコミュニティ・スクールの取り組みを始めた宇美南中学校において、本制度を取り入れることにより、授業や学校づくりがどのように変わるのか、全学級の授業公開、および、町内全教職員の参加を通して、コミュニティ・スクールへの理解を深めることができた。

(3) 家庭と地域との連携協力による自主的・自律的な学校運営を推進するとともに、教育活動等の成果を検証・改善するための学校評価システムの構築をめざします。

- 学校・家庭・地域との連携を図るため、原田小学校をコミュニティ・スクールに指定(5月1日)。桜原小学校と宇美南中学校は平成22年5月指定を目途に学校運営協議会制度推進委員会を設置し研究に取り組んだ。
- 「学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究」(文部科学省委託事業)に取り組み、桜原小学校と宇美東中学校を実践校として、学校関係者評価の改善を図った。

(4) 地域に対する情報発信と学校公開を促進します。

- 学校通信を行政区長に配布、隣組長を通じて各戸に回覧することにより学校の情報を積極的に発信するように促した。
- 学校ホームページに学校評価を公表するように促した。

【今後の取組の方向性】

- 22年度から、宇美町小中学校合同研究協議会のあり方を、各学校からの代表授業というかたちに改め、その運営を各校の研究主任を中心に行うことで、これから学校のリーダーとして活躍できるよう運営面の力量を育みます。
- 22年度は、「小学校第6学年担当者研修会」を中学校の生徒指導担当も参加して実施し、小中連携の視点から小学校・中学校それぞれの教職員の資質向上をめざします。また、本年度は、小学校1年生にも研修会を広げることで、小1プロブレムへの対応を図りつつ、小学校低学年の指導のあり方について研修を深めます。
- 「若年教師のための授業づくり懇談会」を実施し、基本的な授業づくりのあり方について研修を通して指導力量の向上をめざします。
- 22年度も宇美町論文研修会を実施し、計画的に実践研究を行うことで、教職員の資質向上をめざします。
- 各校からの代表授業に、授業づくりから参画する主体的な研修に、宇美町小中学校合同研究協議会のあり方を改革することで、新学習指導要領完全実施を目前に控えた小中学校におけるこれからの授業づくりのあり方を研修し、日々の授業改善を図ることで、個々の教職員の指導力量向上をめざします。
- 自己評価と学校関係者評価を生かして学校の特色化を図ることを推進します。
- 学校通信や学校ホームページを通じて、積極的に地域に情報を発信するように促進します。

【施策の取組状況】

1. ゆとりと生きがいをはぐくみ、活力ある地域社会をつくる活動の推進

○生涯学習の視点に立った社会教育の推進として、公民館主催講座、児童・生徒や地域の学習活動を更に充実させる学習支援者派遣事業や職員出前講座を実施。また、公民館類似施設（自治公民館）を拠点とした地域活性化を支援する公民館類似施設整備費補助、各種団体やサークルの学習支援などを実施した。

①公民館主催講座

・いきいき講座

高齢者や団塊世代を対象の中心として、生きがいづくりの推進や学習活動の支援を目的とし実施
年 10 回（通年受講） 延べ 317 名受講

・チャレンジクラブ

子ども同士や親子による体験活動をとおして、青少年の健全育成を図ることを目的とし実施
チャレンジクラブⅠ 子ども対象 年 18 回（通年受講） 延べ 461 名受講
チャレンジクラブⅡ 親子対象 年 3 回 親子 52 組 延べ 117 名受講

・子育て講座（乳幼児期編）

目的 乳幼児期の子どもを持つ保護者等が、学習・交流を通して、子育ての悩みや不安を解消する。

対象 乳幼児期の子どもを持つ保護者等

回数 春 4 回連続講座 冬 4 回連続講座

参加者 春延べ 47 名 冬延べ 40 名

・子育て講座（思春期編）

目的 思春期の子どもを持つ保護者等が、思春期を迎えた子どもの心の変化、身体の変化やとりまく環境の変化を知ることにより、思春期の子どもとの関わり方を学ぶ。

対象 思春期の子どもを持つ保護者等

回数 秋 2 回公開講座

参加者 延べ 52 名

・子育て支援ステップアップ講座（隔年実施）

目的 子育て支援に携わっている方が、子育て支援活動の現状、成果や課題等を見つめ直し、専門知識等を確認することにより、子育て支援のスキルアップを図る。

対象 子育て支援に携わっている方

回数 冬 4 回連続講座

参加者 延べ 83 名

②学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」

・学習支援者の登録 個人 59 名 団体 17 団体（平成 22 年 3 月末現在）

・派遣者数 357 名

・公開講座 3 回

A コース「絵封筒づくり」10 名参加

B コース「ひもの編み方・風呂敷の結び方」17名参加

C コース「がん体験談」15名参加

③職員出前講座

- ・講座数 37 講座
- ・派遣回数 26 回

④公民館類似施設整備費補助金「根拠：宇美町公民館類似施設整備費補助規程」

- ・町内の各行政区にある公民館類似施設（自治公民館）の施設整備に対し、補助を実施した。
補助実施行政区 10 行政区 補助総額 42,187,000 円

⑤各種団体及びサークルの学習支援「根拠：宇美町社会教育施設等定期利用団体に関する実施要綱」

- ・各種団体及びサークルの活動支援を図ることにより、文化・スポーツの振興と発展に資するため、社会教育施設、社会体育施設又は小中学校施設を定期的に利用する団体を設定し、継続的な活動が行なえる環境の整備を実施した。
- ・定期登録団体 211 団体

○社会教育委員会議

「あいさつ（声かけ）運動の推進」と「読書活動の推進」を具体的目標として、家庭教育を振興するため、年間 1 1 回の定例会議を実施。『「家庭教育の振興方策について」～宇美町社会教育委員会議の取組みと今後の課題～』をまとめ、教育委員・社会教育委員合同会議で報告。また、「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」に参加し啓発活動を実施した。

【今後の取組の方向性】

- 公民館講座については、さらなる内容の充実に取り組み、受講者の新規参加を促進します。
- 学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」及び職員出前講座については、児童・生徒や地域の学習活動を更に充実させるため、より幅広い団体への利用を促す広報活動を行います。
- 公民館類似施設（自治公民館）を拠点とした地域活性化については、町内外から発表者を依頼し、事例発表又は講話を行なうことにより、啓発活動を行います。
- 社会教育委員会議については、「あいさつ（声かけ）運動」の継続、「食育に関する調査研究」について定例会議で協議を行い家庭教育の振興を図ります。

【施策の取組状況】

2. 町立図書館の充実と読書啓発の推進

- 町立図書館における利用を促進するために、新刊図書等の購入や資料収集による資料の充実を図るとともに、利用者からのお尋ねに応えるレファレンスサービスや、資料のリクエストを受けるなどの他、図書館ホームページや町広報での新刊案内等のサービスを行った。
- ①図書資料の充実

・平成21年度購入状況

図書 一般 5,381冊 児童 1,497冊

(平成21年度末蔵書数) 図書 一般 77,254冊 児童 30,132冊

雑誌 152タイトル 総計2,133冊

視聴覚資料 CD 89点 DVD 92点

(平成21年度末蔵書数) 視聴覚資料 CD 1,245点 DVD 1,114点

・新聞利用サービス

一般4紙 経済1紙 英字1紙 スポーツ1紙 子ども新聞1紙

・糟屋地区8市町の広報誌や各種情報誌等収集し、館内での利用に供した。

②図書館利用状況

・平成21年度入館者

188,064人 (1日平均 658人)

・図書館利用登録(平成21年度末現在)

総登録者数 14,031人 (対人口) 利用登録率 36.84%

(平成20年度末 総登録者数 11,879人 利用登録率 31.20%)

・平成21年度貸出人数及び貸出冊数

73,497人 298,911冊

・平成21年度団体貸出

町内の小中学校を始め学童保育所やおはなし会等の団体に対し、学習教材やおはなし会等への使用のために団体貸出を実施。また、登録団体にエプロンシアターや紙芝居舞台等の備品の貸出も実施した。

登録団体 37団体

利用団体 延べ22団体 貸出資料 2,214冊

③図書館サービス

・リクエストサービス

利用者のリクエストに応えるため、新規図書購入のほか、他の図書館へ資料の借受を依頼したり、他の図書館へ資料を貸出する相互貸借を実施した。

リクエスト総数 925件(平成21年度)

うち購入資料 369件

他の図書館から借りた資料 507件

他の図書館へ貸した資料 49件

・レファレンスサービス(平成21年度)

受付件数 4,301件

・コピーサービス(平成21年度)

利用者数 1,022件

④図書館啓発事業

・図書館読書まつり

図書館活動のより積極的な普及・啓発を図り、併せて地域交流センターの利用活性化を図るために、10月7日から10月12日に各種行事を実施した。

(1)上映会 「ライラの冒険」 参加者41名

(2)ブックリサイクル 保存期限経過雑誌808冊、雑誌付録と寄贈図書(受け入れできない図書約50冊)を利用者に提供した。

(3)読書まつりおはなし会 図書館おはなしのへやにて、図書館ボランティアにより実施
参加者38名

(4)布の絵本ポエム作品展示 図書館おはなしのへや

(5)おはなし会&おりがみ教室 図書館屋外テラスにて、図書館職員により実施した。
参加者 おはなし会15名 おりがみ教室21名

(6)はしもとてつじ原画展第2弾(町内出身漫画家)

・幼児向けおはなし会の実施 図書館おはなしのへやにて、年間24回 参加者延べ749名

・1日子ども図書館員の実施 夏休みに小学5・6年生対象
実施回数2回 参加者延べ8名

⑤読書ボランティア養成講座

目的 絵本の読み聞かせはじめ、ストーリーテリング、ブックトークなど子どもを読書に親しませるための多様なスキルを学ぶ。

対象 読み聞かせに興味のある方等

回数 3回連続講座

参加者 23名

○宇美町子ども読書活動推進計画

宇美町子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、平成22年2月に「宇美町子ども読書活動推進計画」を策定した。これにより、家庭・地域、学校(園)、町立図書館、行政各課がそれぞれに主体となって推進する活動、及びそれぞれが連携や働きかけを図りながら推進する内容が明確になった。

【今後の取組の方向性】

○町立図書館は、開館より3年を経過したところであり、さらに図書資料の充実と使い易さの追求を進め、新規の利用促進に努めるとともに、リピーターとして利用してもらえよう資料の配置や、事業などの工夫に努めます。

○平成21年度に策定した「宇美町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の一層の推進・充実を図るため、各推進主体の施策評価を行なうとともに、町立図書館協議会や読書推進会議による指導助言を受けながら、なお一層の子どもの読書活動を推進していきます。

【施策の取組状況】

3. 明るくたくましい青少年の育成

○青少年の健全育成を図り、関係機関・団体と連携し、家庭や地域の教育力の向上と明るくたくましい青少年の育成に努めるため、家庭、学校、地域が連携した「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」を実施。また、国際交流事業として「宇美町少年の翼」事業、「扶餘要人招請」事業、青少年関係団体や地域子ども教室推進事業の支援、青少年をめぐる有害環境の浄化活動として町内店舗等の立入調査を実施した。

①「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」

目的 家庭、学校、地域が連携し、「早寝早起き朝ごはん」「読書活動」「あいさつ運動」を同時に取り組むことで青少年健全育成を図る。

対象 小中学校児童生徒、青少年育成町民会議、社会教育委員会議、PTAなど

回数 各学校、朝校門にて8回実施

②「第14回宇美町少年の翼」

目的 韓国扶餘におけるホームステイ及び交歓交流、視察を通してお互いの友情を深めながら国際視野を広め、団体生活の楽しさと社会参加の意義を学び、研修の成果を今後の地域、団体活動に役立てることを目的とする。また、「扶餘要人招請事業」は、次年度の「サピ少年団」の事前視察として扶餘教育庁から6名の要人が来町した。

対象 小学5年生～高校1年生 15名

回数 事前研修5回 現地研修3泊4日

③青少年関係団体の支援

青少年関係団体の活動を支援し、明るくたくましい青少年の育成、青少年の非行・被害防止など青少年健全育成を図る。

④宇美町地域子ども教室推進事業「いきいきいのっこ子ども教室」

目的 井野小学校を活動の拠点とし、週末等における子どもたちの安全な居場所づくりを推進することにより、子どもたちの健やかな育成を目的とする。

対象 井野小学校全児童

参加者 年間延べ参加児童748人 年間延べ参加ボランティア283人

回数 年27回

⑤町内店舗等立入調査

目的 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」「全国青少年健全育成強調月間」に合わせ、関係団体及び警察官とともに町内コンビニ、カラオケ、ゲームセンター等の有害環境浄化活動を実施する。

件数 町内立入調査実施箇所 7月9ヶ所、11月8ヶ所 計17カ所

⑥ふみの里まなびの森フェスタについては、新型インフルエンザ拡大防止のため中止

【今後の取組の方向性】

- 青少年に対し、体験活動の機会や場を提供する「ふみの里まなびの森フェスタ」を実施します。
- 生活体験を豊かにする地域で実施する通学合宿の支援を行います。
- 放課後や週末等に子どもが、地域の人々との交流や、体験活動ができる安全安心な居場所づくりの継続実施、他の小学校区への啓発を実施します。
- 家庭、学校、地域が連携した「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」を継続実施し、教育力の向上に努めます。
- 青少年関係団体を支援し、青少年の健全育成、青少年の非行・被害防止を図ります。
- 「宇美町と扶餘教育庁との学生相互交流に関する協定書」に基づき、「宇美町少年の翼」「扶餘サピ少年団」交流事業を推進します。
- 青少年関係団体と連携し、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防・抑止、有害環境の浄化活動等を促進します。

【施策の取組状況】

4. 人権が尊重される教育の推進

- 町民が心豊かに生活でき、一人ひとりが個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できる差別や偏見のない社会を築くため、人権教育・啓発を実施した。
 - ①宇美町人権問題啓発講演会等の実施
 - ・宇美町人権問題啓発講演会
講師 加藤 明氏 演題「わかる・できるまで育てる 教育のあり方を求めて」
参加者数 320人
 - ・いきいき講座（中央公民館講座）における人権研修の実施
 - ②宇美町人権教育推進協議会
 - ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権が尊重される心豊かな社会の実現に向け、行政、関係機関・団体と連携を図り、人権教育・啓発を推進
 - ・7月人権問題街頭啓発
 - ・人権問題啓発講演会、人権研究研修会等の参加
 - ③宇美町学校園人権教育研究協議会
 - ・福岡県人権教育・啓発基本指針にのっとり、差別の本質、実態を認識し、そこから深く学び、生活を高める未来を保障する教育の研究と推進
 - ・各分科会の研究テーマによる研究
 - ・人権問題啓発講演会、人権研究研修会等の参加
 - ④宇美町人権擁護委員との連携
 - ・人権擁護委員法に基づき、人権啓発活動、人権相談等実施
 - ・町内での毎月2回の心配ごと相談などの人権相談
 - ・12月人権週間において各中学校生徒会を対象とした一日人権擁護委員を委嘱し、学習、街頭啓発等を実施

- ・子どもたちが協力しあって花を栽培することを通じて、「命を大切に作る心」や「相手の立場を
考える心」などを育てる「人権の花運動」を宇美小学校で実施

【今後の取組の方向性】

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や福岡県人権教育・啓発基本指針に基づき、人権尊重
の理念を広く社会定着させるため、人権教育・啓発の推進を図ります。
- 人権が尊重される教育の推進を図るため、宇美町人権教育推進協議会と連携し、人権問題啓発講
演会や街頭啓発等を実施します。また、人権週間等には人権擁護委員と連携を図り、引き続き人
権に関する事業や啓発等を実施します。

【施策の取組状況】

5. 健康で明るい町民の育成

- 町民の健康づくり及びスポーツの振興を図るために、町民スポーツ大会（5/10 町民グラウンドゴ
ルフ大会、10/18 町民球技大会（壮年スローピッチソフトボール、ソフトバレーボール）を宇美町
体育協会と共催し、実施した。（11/1 町民ウォーキング（雨天のため中止）、12/6 町民卓球大会（新
型インフルエンザのため行手中止）、2/21 町民駅伝大会（町長及び町議会選挙投票日のため中止））
- 定期的にスポーツ施設を利用する団体（宇美町社会教育施設等定期利用団体）及び当該個人のため
に、学校施設（グラウンド6、体育館8）及び社会体育施設（グラウンド等9、体育館等5）を開
放している。（グラウンド等利用団体 34 団体（2,124 人）、体育館等利用団体 108 団体（1,790 人）
- スポーツ外郭団体（宇美町体育協会、宇美町スポーツ少年団）の支援については、スポーツ施設の
優先利用及び団体運営補助金の交付を実施している。また、本年度 12 月から施設使用料の徴収が
開始されたが、当該団体には、使用料の減免規定を設けている。
- 子ども達を対象とした事業として、「チャレンジ子どもスポーツ塾」を実施している（2年目）。対
象児童は、小学生低学年とし、抽選により 50 名を選出。コーディネーショントレーニング法を用
いながら、各種スポーツ（サッカー教室、テニス教室、空手教室、野球教室）に幅広く関われるよ
うに取り組みを行った。しかしながら、11 月以降は、新型インフルエンザの流行に伴い、行事等
が全面的に中止されたため、当該事業についても途中で閉校されることになった。（延べ実施回数
9 回、延べ参加者数 381 人）

【今後の取組の方向性】

- 町民スポーツ大会の実施については、今後も宇美町体育協会と共催し、老若男女及び初心者でも
気軽に参加出来る大会の開催を企画します。
- 学校施設開放事業については、スポーツ団体をはじめ、定期利用団体に対し、地域スポーツを振
興するとともに、各学校の実情に即した施設開放を促進し、開かれた学校開放を推進します。
- スポーツ施設の優先利用の拡大を図り、施設使用料の減免を行うことで、スポーツ団体（宇美町
体育協会、宇美町スポーツ少年団）への加入促進を図ります。

- 「チャレンジ子どもスポーツ塾」は、継続実施を行います。今後は、実施回数の増数及び利用者の増数を図り、子ども達のスポーツ離れの抑制及び運動能力の開発等についても推進を図ります。また、卒業生の受け皿の課題等についても検討を図ります。

【施策の取組状況】

6. 歴史と伝統に培われた町民文化の創造

- 文化振興や各種サークル活動を支援するため、文化協会と連携し町民文化のつどい、宇美八幡宮放生会の商工まつり（10月15／16日）、糟屋地区美術展（篠栗町）、福岡第1ブロック芸術文化のつどい（宗像市）の開催協力を行った。
- 町内の指定文化財の拡充を図るため、文化財専門委員会にて指定候補を検討し、候補1件を選定した。
- 文化財の保護と啓発を図るため、遺跡地図作製カード138点をパソコン上で整理作業をおこない、次年度からの準備作業を終了した。埋蔵文化財の調査では、稲金・山ノ上遺跡1件の発掘調査を実施し、記録の保存を行った。町内の各種開発に伴う事前審査では、開発予定地の43箇所の立会及び試掘を行った。
- 大野城跡の土地の今年度の買上事業は、四王寺字村上104番11の山林1100㎡と四王寺字大谷49番1の田904㎡の二筆を購入した。
- 資料館ギャラリーの利用促進について、今年度は年間を通して12回の展示会を開催した。その他、歴史民俗資料館企画展を1回開催し、歴史民俗資料館並びに出前講座等で、歴史講座・史跡めぐり等を7回開催した。歴史民俗資料館の今年度の利用者は、10,637名。

【今後の取組の方向性】

- 文化振興に関しては、文化協会事業への支援を継続して行います。
- 町内の町指定文化財の拡充を図るため、文化財専門委員会へ22年度は1件の文化財について諮問します。
- 文化財の保護への理解を深めてもらうため、未整備であった遺跡地図の作製に着手します。遺跡地図は平成24年度の完成を目指し、町内の分布調査、遺跡確認調査を実施します。今年度は神領・浦尻古墳群と一滴遺跡等の調査を計画しています。
- 大野城跡の土地の買上事業は短期的に解決できる問題でないため、今後も計画的に買上を実施できるのか、地権者とも協議します。22年度の買上は、四王寺字村上104番1地内を計画しています。
- ギャラリーの利用を促進し、歴史民俗資料館の利用者の利便性を図るため、埋蔵文化財・民俗資料をインターネット等での公開に努めます。

第6 点検・評価に関する有識者からの意見について

井上 豊久（福岡教育大学教育学部教授）

I. 学校教育に関しては、目標の1つとして「自らを律しつつ」という現代の子どもの課題として特に重要視されてきつつある自律の意識・態度の教育が的確に進められていることは評価できる。集団宿泊・道徳参観の実施は、実践力の育成と学校開放の視点から評価できるが、今後は学校改善に生かしていくことが求められよう。食育は個別の教師や栄養士の努力がみられるが、学校全体として検証改善しながら継続して取り組むことが求められる。校内研修の充実及び学校評価の研究やコミュニティ・スクール制度の導入は着実に進められており評価できる。今後は、町内全体で学校全体に学校評価研究などからの成果を活用し、定着させていくことが求められよう。

II. 社会教育に関しては、公民館のプログラムに関しては、適切かつ先駆的に内容・方法が実施されており、そのことが社会貢献やボランティア活動につながっていることなど評価できる。社会教育委員会議は家庭教育への提言、挨拶運動の継続と活発に適正に行われており、評価できる。さらに、計画通り「食育に関する調査研究」など実践していくことが必要であろう。図書館に関しては宇美町子ども読書活動推進計画を策定するとともに、多様で充実した実践を行っており、評価できる。特に学校教育との連携が実質的にすすめられており「子ども読書の街」づくりへの取り組みの継続・進展が期待される。文化・芸術・歴史等への取組は一定評価できるが、今後は文化・芸術振興条例や振興計画を策定していくことが緊要である。

全体として、宇美町では教育に関する環境づくりに積極的に取り組んでいることが評価できる。今後は、さらにスポーツ面での学校教育と社会教育の連携の充実により、幼児期から体を動かすことの喜びを体感し、スポーツが一生の生活の一部としていくことなど、各分野を超えて総合的にさらに取組を充実させていくことが必要である。また、評価に関しては、目標設定が不可欠であり、できるだけ客観的指標の提示、そして、有識者からの意見等に対して、具体的に、どのように対応したのかという評価も求められよう。

南 博（北九州市立大学都市政策研究所准教授）

平成 21 年度においては、新型インフルエンザの全世界的な流行に起因する要対応課題の発生等があったものの、教育行政全般にわたり、宇美町第 4 次総合計画後期基本計画に基づいた着実な取り組みが進められていると認められる。

「Ⅰ 豊かな心と健やかな体、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実」については、特色ある取り組みを継続的に着実に進めていることが認められる。一方で、教育現場での新たな課題等の把握や対応方策の検討等にも積極的に取り組む姿勢が示されている。

「Ⅱ 生涯学習の視点に立った社会教育の推進」については、1～6 の各項目とも、地域の特性と実状に応じた的確な取り組みを進めていることが認められる。なお、Ⅰ、Ⅱ に共通して、今後とも家庭・地域との連携には積極的かつ効果的に取り組んでいかれることを期待したい。

点検及び評価への取り組み全般については、平成 20 年度と比較すると記述内容の充実が図られており、中でも目標到達に至らなかった点などの課題についても踏み込んで記載する形に改善されていることが特筆できる。点検及び評価に関わる姿勢として、「都合の悪いことは包み隠す」のではなく、反省すべき点は明らかにした上で今後の更なる取り組みに結びつけていくことが極めて重要である。今回の取り組みは、本町の教育行政の透明性の一層の向上につながる大きな進歩と言えよう。ただし、依然として施策の目標到達度合いなどが明確に読み取りやすい構成とはなっていないなどの課題もある。点検及び評価の手法やとりまとめ方について、引き続き継続的な見直しが進められることを期待したい。

(資料1) 宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、宇美町教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「宇美町教育施策要綱」で定める主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の「宇美町教育施策要綱」で定める主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会は、施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果を取りまとめた報告書を作成し、宇美町議会へ提出するとともに、報告書を公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成20年度に実施する点検及び評価の対象は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年度に策定する「宇美町教育施策要綱」で定める主要施策とする。